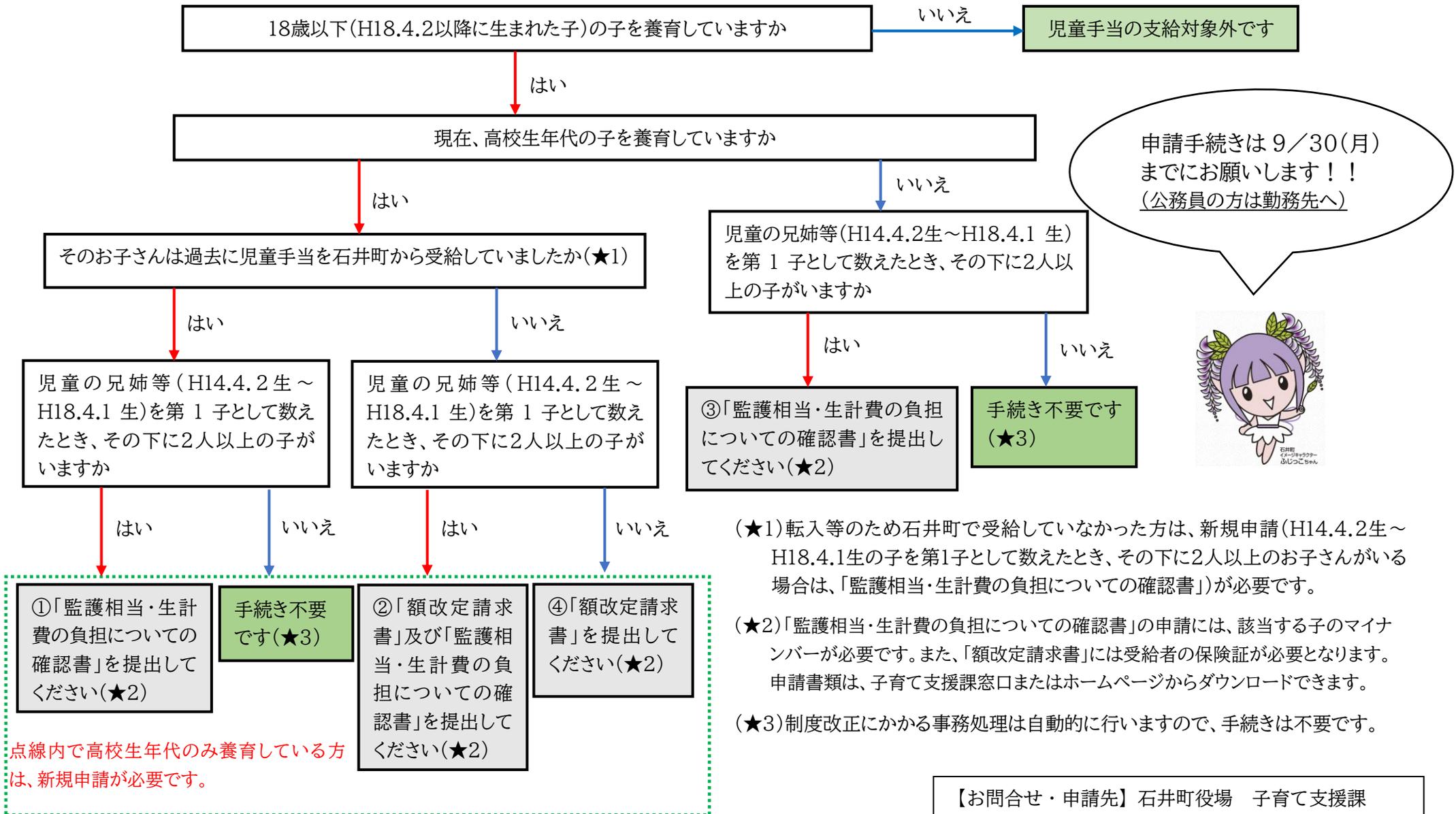


児童手当の制度改正で手続きが必要か確認しましょう

○目安としてご確認ください



(★1) 転入等のため石井町で受給していなかった方は、新規申請(H14.4.2生～H18.4.1生の子を第1子として数えたとき、その下に2人以上のお子さんがある場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」)が必要です。

(★2) 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請には、該当する子のマイナンバーが必要です。また、「額改定請求書」には受給者の保険証が必要となります。申請書類は、子育て支援課窓口またはホームページからダウンロードできます。

(★3) 制度改正にかかる事務処理は自動的にいきますので、手続きは不要です。

【お問合せ・申請先】石井町役場 子育て支援課
TEL 088-674-1623 (土日祝除く 8:30～17:15)